

妊娠したら

問 こども家庭センター（4西3 であえーる岩見沢3階）

☎ 22-3337

【妊産婦の相談】

妊娠中の心配ごとの相談を電話などで受けています。

【母子健康手帳の発行】

母子健康手帳はお母さんと赤ちゃんの健康を守るために発行しています。

また、妊産婦の母体保護のため、妊産婦一般健康診査受診票を妊娠週数に応じて交付しています。詳しくはお問い合わせください。

【プレママ教室とパパママ教室】

妊娠中の栄養のとり方から、赤ちゃんの育て方までを学ぶ「プレママ教室」と、夫婦で参加してもらう「パパママ教室」を行っています。

【すこやか健康手帳アプリ】

スマートフォンのアプリを活用し、妊娠中の方や育児中のお母さん・お父さんと保健師などをつなぐコミュニティサービスです。



サービスの特徴

- ▶ 育児記録を共有
- ▶ 健康・子育て情報の配信
- ▶ 保健師などへの相談
- ▶ 予防接種のスケジュール管理

【赤ちゃんを望むご夫婦に】

経済的負担の大きい不妊治療や不育症に掛かる治療費を助成しています。

出産したら

問 こども家庭センター（4西3 であえーる岩見沢3階）

☎ 22-3337

【こども家庭センター】

教育や福祉、母子保健など関係機関と連携した総合的な子育て支援の拠点として、誰もが気軽に子育てに関する相談や情報交換ができます。

日々の育児で、こどもの発達について気になることがありましたら、気軽にご相談ください。

また、地域の公園を使った青空広場や休日を利用した親子交流事業、各種

講座の開催など、子育てに夢や希望を広げる活動も行っています。

【新生児聴覚検査】

新生児聴覚検査に掛かる費用の一部を助成しています。受診票を交付しますので、出産病院などで検査を受けてください。詳しくはお問い合わせください。

【産後ケア事業（ほっと♡ママ）】

おっぱいケアや育児など、お母さんの心配事に岩見沢市立総合病院の助産師が対応します。ご希望の方には利用券を交付しますので、ご連絡ください。

【乳幼児健康診査】

赤ちゃんが健康で元気に成長・発達しているかを確認するため、4・5か月児、8・9か月児、1歳6か月児、3歳児の健康診査を行っています。

【乳幼児の育児相談】

保健師、栄養士、歯科衛生士が随時相談を受けています。

【股関節脱臼検査】

股関節脱臼の早期発見と早期治療を目的に、3・4か月児を対象として市民健康センターで検査を行っています。

【えみふるふぁいる】

こどもが生まれてから高校を卒業するまで、成長過程や思い出を記録できるファイルを1歳6か月児健診時に配布しています。

【子育て親子ひろば】

市内の児童館などで、3歳以下のこどもと保護者が気軽に集い、交流や情報交換をしながら、子育ての負担を軽減するための場です。また、常設型子育て親子ひろば「ひなたつ子」を開設していますので、気軽に参加してください。

【予防接種】

問 岩見沢保健センター（4西3 であえーる岩見沢3階）

☎ 25-5540

こどもをさまざまな病気から守るため、5種混合ワクチン（百日せき、ジフテリア、破傷風、不活化ポリオ、ヒブ）、4種混合ワクチン（百日せき、ジフテリア、破傷風、不活化ポリオ）、麻しん・風しん、BCG、水痘（水ぼうそう）、第Ⅱ期ジフテリア、ヒブ、小児肺炎球菌、日本脳炎、B型肝炎、

ロタウイルス、子宮頸がんなどの予防接種を行っています。種類によって回数、接種間隔などが異なります。

市内の指定医療機関

▶ あくつこどもクリニック（10西4）

☎ 33-8000

▶ 心と体の小児科 ふじねクリニック（7東6） ☎ 35-5617

▶ さとうキッズクリニック（大和1-9） ☎ 20-0310

▶ 出口小児科医院（7西5）

☎ 22-3570

▶ 岩見沢市立総合病院（9西7）

☎ 22-1650

【ブックスタート】

問 市立図書館（春日町2）

☎ 22-4236

赤ちゃんとも保護者が、絵本を通して心が触れ合うきっかけをつくるため、絵本を開く楽しい体験と一緒に絵本を手渡す活動を行っています。

8・9か月児健診の後、絵本の読み聞かせを行い、コットンバッグに絵本2冊と読み聞かせアドバイス集をセットにした「ブックスタートパック」を贈ります。

出産・子育て応援事業

妊娠届出時より、妊婦や乳幼児の子育て家庭への相談支援の実施と併せて、出産育児関連用品の購入助成や子育て支援サービスの利用負担軽減などの経済的支援を実施しています。詳しくは、市ホームページ ID: 10710 をご覧ください。



▶ 子育て相談

⇒ こども家庭センター（4西3 であえーる岩見沢3階）

☎ 22-3337

▶ 経済的支援

⇒ こども家庭センターこども・子育て応援係（4西3 であえーる岩見沢3階） ☎ 35-5133

産前産後ヘルパー

☎ こども家庭センター（4西3 であえーる岩見沢3階）

☎ 22-3337

近くに支援してくれる家族などがない方でも安心して出産を迎え子育てができるよう、産前産後の子育て家庭の身体的・精神的負担を軽減するため、子育て支援ヘルパーを派遣する制度です。

保育・預かり

【ファミリー・サポート・センター】

☎ ファミリー・サポート・センター（4西3 であえーる岩見沢4階）

☎ 080-1866-2949

働く人が安心して仕事と育児を両立できるよう、また、子育て中に用事ができたときやこどもが病気になったときも利用できます。

援助を受けたい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）が会員となり、子育て家庭をサポートします。

【保育所など】

☎ こども未来課保育幼稚園係

☎ 35-4253

親が日中働いていたり、病気などでこどもの養育ができなかったりする家庭を対象に、乳幼児を預かります。

乳児保育

生後57日目以降の児童を対象に、認可保育所、認定こども園、小規模保育施設で行っています。

延長保育

ふれあい子どもセンターを除く保育所などで、午後7時または7時30分まで行っています。

障がいのあるこどもの保育

集団保育が可能な比較的軽い情緒・言語障がいのあるこどもを対象に、一般のこどもと一緒に保育を行っています。

一時預かり

傷病や介護等の緊急、断続的勤務等による一時的保育を月12日以内で行っています。

▶対象児童 満1歳～就学前

▶場所 ふれあい子どもセンター
日の出保育園

【認可保育所】

名称	所在地	電話番号
ふれあい子どもセンター	東山2	22-2094
みどり保育園	元町2西2	22-2104
なかよし保育園	北5西10	23-0879
みその保育園	美園4-3	22-1027
あかしや保育園	3東18	24-2681
さくらぎ保育園	桜木1-6	24-6186
西保育園	3西10	24-2940
日の出保育園	日の出北1	23-2500
みなみ保育園	美園5-8	24-1046
志文保育園	志文本町4-5	25-1435
中央保育園	8西8	25-0842
ひまわり保育園	5東13	24-5595

【認定こども園】

名称	所在地	電話番号
岩見沢ひがし認定こども園	東町1-8	23-9552
栗沢認定こども園	栗沢町南本町23	45-3000
ほろむい認定こども園とことん	幌向南3-2	26-3633
認定こども園岩見沢天使幼稚園	5西6	22-4525
認定こども園岩見沢聖十字幼稚園	緑が丘1	22-4079

【小規模保育施設】

名称	所在地	電話番号
ぼけっと	2東3	20-1411
こっころつばみ保育園	美園6-7	35-7075
わくわく保育園	7西22	090-6693-6413
こっころ保育園	北2西12	22-9665

【へき地保育所】

名称	所在地	電話番号
北村中央保育所	北村中央4725	56-2856

【幼稚園】

名称	所在地	電話番号
めぐみ幼稚園	7東9	22-0513
駒沢幼稚園	6西18	23-6055
よいこのくに幼稚園	9東1	22-1905

休日保育

日曜日、祝日に勤務などをする方のために行っています。

▶対象児童 1歳～就学前

▶場所 西保育園

【幼稚園】

☎ こども未来課保育幼稚園係

☎ 35-4253

満3歳以上のこどもで教育を希望する家庭が対象です。入園に関しては、

各幼稚園にお問い合わせください。

【病児保育】

☎ こども未来課保育幼稚園係

☎ 35-4253

こどもが風邪を引いたり、熱を出したりした場合、専任の看護師や保育士がこどもを預かります。

対象児童 生後6カ月～就学前

※保護者が市内に勤務している場合は利用可。

場所 病児保育施設（9 西 7）

☎ 35-4152

病児・病後児はファミリー・サポート・センター（9 ページ参照）でも対応します。

【ショートステイ・トワイライトステイ】

問 こども家庭センター（4 西 3 であえーる岩見沢3階）

☎ 22-3337

保護者の病気や出産、出張などでこどもの育児が一時的にできなくなったとき、児童養護施設や里親宅などでこどもを預かります。

各種手当・助成等

問 こども未来課こども福祉係

☎ 35-4118

【子どもの医療費の助成】

助成の対象

満 18 歳に達する年の年度末までの子ども（所得制限があります）

助成の範囲

入院・通院の健康保険適用の医療費
自己負担 なし

【児童手当】

次世代を担う児童の健やかな成長と家庭生活の安定のため、中学校卒業までの児童を育てている方に対して支給します。（所得制限があります）

【児童扶養手当】

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭（ひとり親家庭）で、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（または 20 歳未満の障がいのある児童）を養育している場合に支給されます。

なお、受給資格者や同居扶養義務者の所得が制限を超えている場合、一部あるいは全部が支給停止になります。

【母子・父子・寡婦福祉資金】

ひとり親家庭の方の生活を守るための、北海道の貸付制度です。

貸し付ける資金の種類

事業開始資金、事業継続資金、住宅資金、技能習得資金、生活資金、就職支度資金、転宅資金、修学資金、修業資金、就学支度資金、医療介護資金、結婚資金

【ひとり親家庭等医療費の助成】

助成の対象

ひとり親家庭や両親のいない家庭の 18 歳までの児童と、その母または父。（所得制限があります）

※母または父に扶養されている場合は、20 歳まで延長可能です。

助成の範囲

健康保険適用の医療費

▶児童 入院・通院

▶母または父 入院

自己負担

▶市民税課税世帯 医療費の 1 割

▶市民税非課税世帯 初診時一部負担金

※満 18 歳に達する年度末までの児童は自己負担なし。

【災害遺児手当】

問 福祉課総務係 ☎ 35-4107

交通事故、労働災害、不慮の災害で両親かそのいずれかを失った義務教育修了前のこどもを養育している方に支給します。

※障がいのあるこどもの手当は 15 ページを参照。